

第 16 号 議 案

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費に関する条例(昭和29年長崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) <u>削除</u></p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>県内旅行 在勤庁(常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所とする。以下同じ。)の存する都道府県内における旅行及びこれに隣接する都道府県に包括される市町村のうち在勤庁ごとに定める区域(以下「県外特定地域」という。)内における旅行をいう。</u></p> <p>(2) <u>県外旅行 県内旅行以外の本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。</u></p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。</p>

という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。

(4) 略

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 略

(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他人事委員会規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、県と旅行役務提供契約(旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

2 略

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいう。

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる

(4) 略

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(6) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 略

2 略

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいう。ただし、「在勤地」という場合には、在勤庁から8キロメートル以内の地域(県外特定地域を含む。)をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる

者が、旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合のほか、次に掲げる場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会が定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第23条、第25条第1項第1号及び第2号並びに第29条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他次に掲げる事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 交通事故その他前項に規定する者の責めに帰することができない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 第1項及び第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、県が旅行

者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員会が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。

役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に、人事委員会規則で定める事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、これを通知するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2及び3 略

(旅費の種目)

(旅行命令)

第4条 旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更する必要があると認める場合には、自から又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者が提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2及び3 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行諸費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

2 第26条に規定する旅行については、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第6条第1項で定める種目及び第16条から第25条までの規定により定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊費、宿泊手当、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 旅行諸費は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する実費額により支給する。

8 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

9 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

10 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

11 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

12 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

13 第26条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

路及び方法によって計算する。

#### 第9条 削除

#### 第11条 削除

#### 第13条 削除

(旅費の請求手続)

第14条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第11条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在するものが、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過がある場合において、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要があるときは、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第14条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求

で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費額又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2及び3 略

4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に支給する給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 略

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道をいう。次項及び第19条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金

に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2及び3 略

4 略

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) 削除
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第17条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項及び第19条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号

(4) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 第2号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(5) 第3号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(6) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第2号又は第3号に規定する運賃、第4号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第4号に規定する急行料金は、次に掲げるところによる。

(1) 特別急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給することができる。

(2) 普通急行料金又は準急行料金は、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

3 第1項第6号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給することができる。

(船賃)

第17条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第18条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃（寝台料金を除く。）
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第19条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行する場合のその他の交通費の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき25円とする。

3 前項の規定によるその他の交通費は、全路程を通算して計算する。

4 略

(旅行諸費)

第20条 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に人事委員会規則で定める種類の経費を負担した場合は、規則で定める

(車賃)

第19条 車賃の額は、実費額による。

2 旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行する場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき25円とする。

3 前項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 略

(旅行諸費)

第20条 旅行諸費の額は、1日につき1,500円とする。

額を旅行諸費として支給することができる。

(包括宿泊費)

第21条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第16条から第19条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とする。

(宿泊手当)

第21条の3 略

第22条 削除

(転居費)

第23条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第25条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

2 前項の規定による旅行諸費は、規則で定める公共交通機関を利用する県外旅行の場合に限り支給する。

3 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に規則で定める種類の経費を負担した場合は、前2項の規定にかかわらず、規則で定める額を旅行諸費として支給することができる。

(宿泊手当)

第21条の2 略

(食卓料)

第22条 食卓料の額は、1夜につき2,400円とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第23条 移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から

(着後滞在費)

第24条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第25条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる（前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第24条 着後手当の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任に伴う移転前及び移転後の在勤公署が、同一の都道府県の区域にある場合には、赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表の着後手当の5夜分に相当する額

(2) 前号以外の場合には、第20条第1項に掲げる額の5日分及び赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表の着後手当の5夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

第25条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第27条及び第28条 削除

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行諸費、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、食卓料及び着後手当の2分の1に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行諸費、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除く外、第23条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について、前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により旅行諸費、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合には扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。  
（在勤地内旅行の旅費）

第27条 在勤地内における旅行について次の各号のいずれかに該当する場合

においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、それぞれの実費額

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、第21条に規定する額の宿泊費及び第21条の2に規定する額の宿泊手当

(3) 第20条第3項に該当する場合には、同項の規則で定める額の旅行諸費

(4) 第28条各号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料

2 前項の規定の適用がある場合を除くほか、職員が在勤地に赴任を命ぜられた場合で、任命権者が通勤が不能又は著しく困難等の理由により住所又は居所を移転することを必要と認めるときは、移転料として、次条第3号に規定する移転料の額の範囲内で移転に要した実費額を支給する。

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第28条 在勤地以外の同一地域（第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。）内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 第20条第2項に規定する旅行のうち公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が当該旅行について支給される同条第1項の規定による旅行諸費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 第20条第2項に規定する旅行以外の旅行のうち鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合は、その実費額

(3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又は

(退職者等の旅費)

第29条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第30条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

これを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職者等の旅費)

第29条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、退職の日における在勤地から帰住地までの前職務相当の帰住に係る人事委員会規則で定める旅費とする。ただし、その額は、退職の日における在勤地から県庁所在地までの路程に応じて計算した額を超えることができない。

(遺族の旅費)

第30条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(旅費の支給額の上限)

第30条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第16条第1項各号、第17条第1項各号、第18条第1項各号並びに第19条第1項各号及び第2項に掲げる各費用について、当該各条及び第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第21条、第21条の2、第23条、第24条及び第25条第1項並びに第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第32条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要とし

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第25条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(旅費の調整)

第32条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超え

ない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

第34条 削除

(鉄道賃等の特例)

第36条 本邦における旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、任命権者が人事委員会と協議して定める本邦における旅行又は外国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、第16条第1項第5号及び第17条第1項第4号の規定については、適用しない。

(旅費の返納)

第37条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

た旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の減額支給)

第34条 第16条第1項の規定にかかわらず、旅行を命ぜられた職員の在勤庁及び当該旅行の目的地がともに同一都府県内（壱岐市及び対馬市の区域を除く。）である場合の鉄道賃の額は、2等の旅客運賃（運賃の等級を設けない線路による旅行の場合はその乗車に要する旅客運賃）及び急行料金によるものとする。

(鉄道賃等の特例)

第36条 本邦における旅行に係る鉄道賃及び船賃並びに外国旅行に係る航空賃の額については、任命権者が人事委員会と協議して定める本邦における旅行又は外国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第16条第1項第2号中「1等の運賃」とあるのは「2等の運賃」と、第17条第1項第2号中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」として、これらの規定を適用し、第16条第1項第5号及び第17条第1項第5号の規定については、適用しない。

3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

別表 旅費（第23条、第24条関係）

(1) 移転料

区分	鉄道50	鉄道50	鉄道100	鉄道300	鉄道500	鉄 道	鉄 道	鉄 道
	キロメ ートル 未満	キロメ ートル 以上100 キロメ ートル 未満	キロメ ートル 以上300 キロメ ートル 未満	キロメ ートル 以上500 キロメ ートル 未満	キロメ ートル 以 上 1,000キ ロメー トル未 満	1,000キ ロメー トル以 上1,500 キロメ ートル 未満	1,500キ ロメー トル以 上2,000 キロメ ートル 未満	2,000キ ロメー トル以 上
6級以上の職務にある者	117,000 円	134,000 円	165,000 円	204,000 円	270,000 円	284,000 円	304,000 円	353,000 円
5級以下の職務にある者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備考

路程の計算については、水路8分の1キロメートル又は陸路4分の1キ

ロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

(2) 着後手当

着後手当（1夜につき）	
甲地方	乙地方
12,000円	10,800円

備考

着後手当の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で人事委員会規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第2条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和31年長崎県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（旅費）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、知事は副大臣、副知事は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行において職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）<u>第20条</u>に該当する旅行を行った場合は、<u>同条</u>に基づく旅行諸費を支給する。</p>	<p>（旅費）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、知事は副大臣、副知事は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行において職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）<u>第20条第2項及び第3項</u>に該当する旅行を行った場合は、<u>同条第1項及び第3項</u>に基づく旅行諸費を支給する。</p>

（一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p><u>(25) 船員作業手当</u></p> <p><u>(船員作業手当)</u></p> <p><u>第26条の2 船員作業手当は、職員が、航海中の船舶において行う作業で人事委員会規則で定めるもの又は人事委員会がこれに相当すると認める作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>海事職給料表5級 3,080円</u></p> <p>(2) <u>海事職給料表4級 2,570円</u></p> <p>(3) <u>海事職給料表3級 2,120円</u></p> <p>(4) <u>海事職給料表2級及び1級 1,670円</u></p>	<p>(種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(24) 略</p>

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(特殊作業手当)</p> <p>第5条 特殊作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p><u>(17) 船員作業</u></p>	<p>(特殊作業手当)</p> <p>第5条 特殊作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(16) 略</p>

<p>2～14 略</p> <p>15 <u>第1項第17号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>公安職給料表7級、6級及び5級並びに海事職給料表5級</u> 3,080円</p> <p>(2) <u>公安職給料表4級及び海事職給料表4級</u> 2,570円</p> <p>(3) <u>公安職給料表3級及び海事職給料表3級</u> 2,120円</p> <p>(4) <u>公安職給料表2級及び1級並びに海事職給料表2級及び1級</u> 1,670円</p>	<p>2～14 略</p>
--	---------------

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>船員作業手当</u></p> <p>(9)～(11) 略</p> <p><u>(船員作業手当)</u></p> <p>第10条 <u>船員作業手当は、県立の水産高等学校に所属する船員が、練習船に乗船し、練習船の航海中において、人事委員会が定める作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>海事職給料表5級</u> 3,080円</p> <p>(2) <u>海事職給料表4級</u> 2,570円</p> <p>(3) <u>海事職給料表3級</u> 2,120円</p>	<p>(種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>削除</u></p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>第10条 <u>削除</u></p>

(4) 海事職給料表 2 級及び 1 級 1,670円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

職員の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、県費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。